

広情個審第26号

令和3年8月3日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

保有個人情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年12月10日付け広障精第120号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第74号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和2年12月10日付け広障精第120号の諮問事案（諮問第74号事案）

①令和2年7月2日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月17日付け広島市指令障精第25号で行った保有個人情報部分開示決定及び②同年8月31日付けの保有個人情報開示請求に対し、実施機関が同年9月14日付け広島市指令障精第34号で行った保有個人情報部分開示決定に対する同年10月16日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記2件の保有個人情報開示請求（以下これらを合わせて「本件開示請求」という。）に対して行った保有個人情報部分開示決定（以下これらを合わせて「本件部分開示決定」という。）は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書、令和3年1月7日付け意見書及び令和3年2月4日付け補足意見書における主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、全文開示の裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

- ① 既にA病院の方でもカルテの開示を希望して、閲覧している内容と重複しており（「措置入院に関する診断書」等は既に全文閲覧状態である。）、一部不開示状態であることに意味をなさない。
- ② 一部不開示にされても、仮に訴訟にした場合、弁護士に対し公文書全文開示状態にしたら、自身も一緒に閲覧することになりうる可能性は極めて高く、不開示であることにあまり意味をなさない。
- ③ 被害者側の言い分がほとんど不開示状態で読めない。
- ④ 隠蔽主義は望んでいない。

- ⑤ 開示された文書の内容に虚偽が多い。

3 実施機関の主張の要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

本件開示請求に対し、一部不開示とした部分は広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第2号及び第4号に該当するとして、不開示としたものである。

- (1) 請求人以外の関係者の氏名については、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある（条例第11条第2号に該当）。
- (2) 精神保健指定医の氏名、診察時の特記事項及び入院以降の病状又は状態像経過については、本市の機関が行う措置入院事務に関する情報であって、開示することにより、その後の逆恨みなどにより診察にあたる精神保健指定医が客観的な診断をすることができなくなるおそれがあるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（条例第11号第4号に該当）。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 措置入院について

措置入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）に基づいて、医療及び保護のために、自傷他害のおそれのある者を市長の権限で指定病院に入院させる制度である。

措置入院の必要性については、法第29条第2項の規定により、精神保健指定医2名以上が診察し、判断することとされている。

(2) 本件部分開示決定における不開示情報について

当審査会が見分したところ、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）は、次のとおりである。

- ア 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条の規定に基づく通報の対応について」のうち、精神保健指定医の氏名
- イ 「精神障害者発見通報書」のうち、保護者の住所・職業・続柄・氏名・年齢、通報理由の「2 逮捕に至る経緯」の（2）の被害者の発言及び傷害の結果とみられる内容、家族の続柄・氏名

- ウ 「措置診察・移送のための事前調査票」のうち、警察担当者の氏名、家族等の氏名・続柄・生年月日・住所・電話番号、家族等からの聞取り状況、診察及び受入れをした病院名及び医師名並びに家族立会の有無
- エ 「通報等に基づく精神保健指定医による診察の結果について」に添付された「診察記録」のうち、診察医師の氏名
- オ 「措置入院に関する診断報告書」（２部）のうち、精神保健指定医の氏名
- カ 「措置入院に関する診断書」（２部）のうち、生活歴及び現病歴、重大な問題行動（一部）、診察時の特記事項、精神保健指定医の氏名
- キ 「措置入院のための移送記録票」のうち、医師及び看護師の氏名
- ク 「措置入院者の症状消退届」のうち、管理者の印影、入院以降の病状又は状態像の経過（措置症状消退と関連して記載すること）、症状の消退を認めた精神保健指定医の氏名、主治医の氏名

(3) 条例第 11 条第 2 号の規定について

条例第 11 条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、同条第 2 号は、不開示情報として、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第 11 条第 2 号ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令の規定により開示請求者が閲覧することができることとされている情報
- イ 開示することについて、当該個人が同意していると認められる情報
- ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 条例第 11 条第 4 号の規定について

条例第 11 条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、同条第 4 号は、不開示情報

として、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(5) 条例第11条第2号該当性について

本件不開示部分のうち、前記(2)のア、イ、ウ、エ、オ、キに含まれる全ての情報及びカのうち「精神保健指定医の氏名」、クのうち「管理者の印影」「症状の消退を認めた精神保健指定医の氏名」「主治医の氏名」については、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、これらの情報は条例第11条第2号に該当すると認められる。

また、これらの情報は同号ただし書にも該当しないと認められる。

(6) 条例第11条第4号該当性について

ア 本件不開示部分のうち、前記(2)のア、オ、カの「精神保健指定医の氏名」及びクの「症状の消退を認めた精神保健指定医の氏名」については、仮にこれが本人に開示されることとなると、措置入院について本人が納得していない場合には、精神保健指定医に対して本人が直接問合せをするなどして、精神保健指定医が委縮するなど、精神保健指定医の業務に支障が及ぶおそれがあると認められることから、これらの情報は前記(5)のとおり条例第11条第2号に該当するだけでなく、開示することにより措置入院事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、条例第11条第4号にも該当すると認められる。

イ また、前記(2)のカの「生活歴及び現病歴」「重大な問題行動（一部）」及び「診察時の特記事項」、クの「入院以降の病状又は状態像の経過（措置症状消退と関連して記載すること）」には、精神保健指定医の診察内容が記載されているが、これらの情報は、本人の認識と異なるものや、意に沿わないものであることも想定され、仮にその記載内容が本人に開示されることとなると、精神保健指定医が開示された記載内容に起因するトラブルを未然に避けるため、記載内容を簡略化するなどの対応をする結果、診断内容等が形骸化され、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、開示することにより措置入院事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、条例第11条第4号に該当すると認められる。

(7) 請求人の主張について

請求人は、実施機関の本件部分開示決定に対して種々の主張をしているが、条例第11条第2号及び第4号に関する主張については、前記(5)及び(6)のとおり不開示とすることが妥当であり、それ以外の隠蔽主義は望んでいないとの主張や、開示された文書の内容に虚偽が多いとの主張については審査請求の対象となるものではなく、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のとおり、本件不開示部分は条例第11条第2号及び第4号に該当することから、実施機関が本件開示請求について行った本件部分開示決定は妥当である。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 2. 1 2. 1 0	広障精第120号の諮問を受理 (諮問第74号で受理)
R 3. 1. 2 6 (第1回審査)	第3部会で審議
R 3. 2. 1 6 (第2回審査)	第3部会で審議
R 3. 3. 2 3 (第3回審査)	第3部会で審議
R 3. 4. 2 7 (第4回審査)	第3部会で審議
R 3. 7. 2 0 (第5回審査)	第3部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
松 田 健之介	弁護士